

## 下関市自転車の安全で適正な利用促進に関する条例

### 第1条（目的）

この条例は、安心・快適な自転車の利用環境の創出を目指した自転車にやさしいまちづくりを推進するため、自転車の利用に関し、市等の責務を明らかにし、市民等の交通安全意識の向上を図ることにより、身近な交通手段である自転車に関する事故を防止し、自転車の安全で適正な利用を促進するとともに、一層の自転車利用の推進を図ることを目的とする。

### 第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 関係機関 国、県、警察その他の自転車の安全で適正な利用の推進に関する施策を実施する機関をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (4) 自転車利用者 市内で自転車を利用する市民等をいう。
- (5) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他未成年者を現に監護する者をいう。
- (6) 学校 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。
- (7) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (8) 自転車小売業者 事業者のうち、自転車の小売を業とするものをいう。
- (9) 自転車貸出業者 事業者のうち、自転車の貸出しを業とするものをいう。
- (10) 盗難防止対策 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録を受けること及び適切な施錠その他の自転車の盗難を防止するための措置をいう。
- (11) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の利用に係る交通事故により生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済をいう。

### 第3条（市の責務）

市は、関係機関及び関係団体（交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体をいう。）と緊密な連携を図り、自転車の安全で適正な利用に関する施策（以下「施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

### 第4条（市民等の責務）

市民等は、自転車の安全で適正な利用についての理解を深め、事故を防止し、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

### 第5条（自転車利用者の責務）

- 1 自転車利用者は、道路交通法その他の交通安全に関する法令について理解を深め、これを遵守し、自転車の安全で適正な利用に努めなければならない。
- 2 自転車利用者は、その利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

## 第6条（保護者の責務）

- 1 保護者は、その監護する未成年者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行うよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。
- 3 保護者は、その監護する未成年者を自転車に乗車させるときは、当該未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

## 第7条（学校の長の責務）

- 1 学校の長は、当該学校に在籍する者に対し、自転車の安全で適正な利用に関する教育を行い、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
- 2 学校の長は、当該学校に在籍する自転車利用者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第8条（事業者の責務）

- 1 事業者は、その従業員に対し、自転車の安全で適正な利用に関する啓発を行うよう努めなければならない。
- 2 事業者は、その管理する自転車について、定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、盗難防止対策を講ずるよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する自転車にその従業員が乗車するとき、その従業員に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 4 事業者は、その従業員のうち、自転車を利用して通勤する者に対し、乗車用ヘルメットの着用について、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 事業者は、市及び関係機関が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第9条（自転車小売業者等の責務）

- 1 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車の購入者に対し、次に掲げる情報を提供するよう努めなければならない。
  - (1) 自転車の取扱方法並びに定期的な自転車の点検及び整備に関する情報
  - (2) 盗難防止対策に関する情報
  - (3) 乗車用ヘルメットの着用に関する情報
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、自転車の安全で適正な利用に関する情報
- 2 自転車貸出業者は、その事業のために貸し出す自転車を定期的に点検し、及び必要な整備を行うよう努めるとともに、自転車を借り受けようとする者に対し、盗難防止対策を講じた自転車を貸し出すよう努めなければならない。
- 3 自転車貸出業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、乗車用ヘルメットの着用その他自転車の安全で適正な利用について、助言するよう努めなければならない。

## 第10条（自転車損害賠償責任保険等への加入）

- 1 自転車利用者は、自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。
- 2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するとき、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その管理する自転車をその事業活動のために従業員に利用させるときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

- 4 自転車貸出業者は、その業として貸し出した自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加するよう努めなければならない。

#### 第 11 条（委任）

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する